

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第20条 役員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。
- (3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第21条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員から選任する。
- 4 部会員は、当該部会への参画の意志があるものとする。
- 5 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。
- 6 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、運営委員会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は再任を妨げない。
- 4 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、部会長及び副部会長としてその職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局)

第26条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、次の事項を行う。
 - (1) 会議の資料の作成に関すること。
 - (2) 会議の議事録の作成に関すること。
 - (3) 会計事務に伴う事項に関すること。
 - (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
 - (5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。